

2 議 会

1 議 員

(1) 議員定数 26人 (平成28年6月30日条例改正、平成31年の一般選挙から施行)

(2) 年齢別構成 (令8. 4. 1 現在)

年 齢 別	25歳～ 30歳未満	30歳～ 40歳未満	40歳～ 50歳未満	50歳～ 60歳未満	60歳～ 70歳未満	70歳以上	平 均 年 齢 〔 最高78歳 最低31歳 〕
人 員	0人	2人	2人	2人	7人	13人	65.5歳

(3) 当選回数別構成

当選 回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
人 員	10人	1人	4人	2人	0人	4人	1人	1人	2人	1人

※旧町合併特例期間を含む

(4) 職業別構成

職 業 区 分	会社役員	農 業	自 営 業	政党役員	そ の 他
人 員	4人	5人	5人	2人	10人

(5) 会派及び党派別構成

(令8. 4. 1 現在)

会 派 別	人	党 派 別	人
令和会	8	立憲民主党	5
真政会	7	公明党	2
市民の風	7	日本共産党	1
公明党	2	無所属	18
日本共産党	1		
無所属	1		

2 常任委員会 (令 2. 3. 30 条例改正)

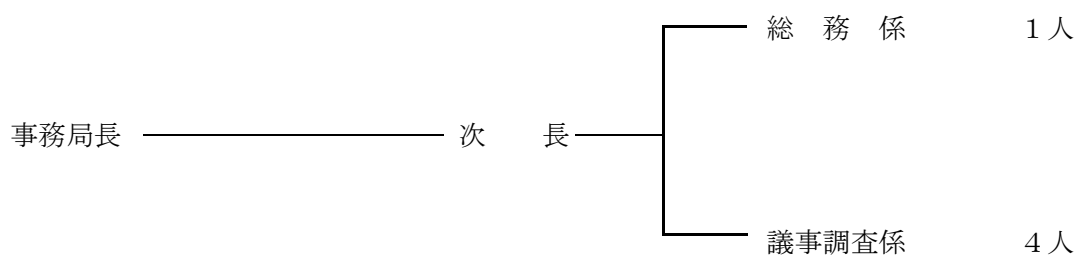
委員会名	定数	所管事項
総務財政	7 人	総務部、会計課、総合支所、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
厚生	7 人	市民部、福祉部、市立総合病院及び市立扇田病院の所管に関する事項
教育産業	6 人	産業部、観光交流スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に関する事項
建設水道	6 人	建設部の所管に関する事項

3 議会運営委員会

委員会名	定数	所管事項
議会運営委員会	6 人	議会の運営、議会の会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問に関する事項等

4 議会事務局

定数10人（現員 7 人）



5 議員報酬等

(1) 議員報酬（令6. 4. 1施行）

- ・ 議 長 月額 417,000円
- ・ 副議長 月額 380,000円
- ・ 議 員 月額 361,000円

(2) 期末手当（令8. 4. 1施行）

期末手当基礎額（議員報酬月額×120/100）に345/100を乗じた額が年間支給額。

（6月、12月にそれぞれ期末手当基礎額×172.5/100を支給）

(3) 政務活動費 1人年額 180,000円（平25. 3. 1 改定） 個人に支給

(4) 費用弁償

- ・ 本会議等出席費用弁償「出席1回につき住居と参会場所までの時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額」（平20. 4. 1 改定）

（参考）議員報酬の変遷

施行年月日	議 長	副議長	議 員	施行年月日	議 長	副議長	議 員
昭60. 4. 1	285,000円	255,000円	245,000円	平9. 4. 1	437,000円	397,000円	379,000円
昭62. 10. 1	315,000円	285,000円	270,000円	平16. 4. 1	428,000円	389,000円	371,000円
平元. 4. 1	340,000円	310,000円	295,000円	平19. 4. 1	419,000円	381,000円	363,000円
平2. 4. 1	363,000円	331,000円	315,000円	平22. 4. 1	418,000円	380,000円	362,000円
平4. 4. 1	396,000円	361,000円	344,000円	平23. 10. 1	413,000円	376,000円	358,000円
平6. 4. 1	415,000円	378,000円	360,000円	平24. 4. 1	412,000円	375,000円	357,000円
平7. 7. 1	420,000円	382,000円	364,000円	令6. 4. 1	417,000円	380,000円	361,000円
平8. 4. 1	427,000円	388,000円	370,000円				

6 議会の活動

○会議開会の状況（令7. 4. 1～令8. 3. 31）

・本 会 議 開 会 日 数	19日		
・常 任 委 員 会 開 会 日 数	74日		
・議会運営委員会開会日数	17日		
・特 別 委 員 会 開 会 日 数	7日		
・そ の 他 会 議 開 会 日 数	28日	計	延べ145日

(1) 本 会 議

定 例 会				臨 時 会			
開閉年月日		会期	本会議 開会日数	開閉年月日		会期	本会議 開会日数
令 7 年	自 6 月 2 日 至 6 月 19 日	18 日	4 日	令 7 年	自 5 月 23 日 至 5 月 23 日	1 日	1 日
	自 8 月 25 日 至 9 月 26 日	33 日	6 日				
	自 11 月 25 日 至 12 月 11 日	17 日	4 日				
令 8 年	自 2 月 24 日 至 3 月 16 日	21 日	4 日				
計 4 回		89 日	18 日	計 1 回		1 日	1 日

・招 集 回 数 5 回
・本会議開会日数 19 日

・延 べ 会 期 90 日
・実 会 議 時 間 37 時間 30 分

(2) 常 任 委 員 会

(回)

委員会名 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
総 務 財 政		2	3		1	4			4	1		4	19
厚 生		2	4	1		2			3	1	1	5	19
教 育 産 業		1	4		1	4			3	1		5	19
建 設 水 道		2	2	1		4			4			4	17
計		7	13	2	2	14			14	3	1	18	74

(3) 議会運営委員会

(回)

委員会名 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
議会運営委員会		3	2		1	4		2	2		1	2	17

(4) 特 別 委 員 会

(回)

委員会名 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
一般・特別会計決算						4							4
企 業 会 計 決 算						3							3
計						7							7

(5) そ の 他 の 会 議 (協議または調整を行うための場)

(日)

月 委員会名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
各 派 代 表 者 会 議		2			1	2			1		1	1	8
議 員 全 員 協 議 会													0
正副議長・委員長会議													0
議 会 改 革 協 議 会			2			1			2			1	6
常 任 委 員 協 議 会										1			1
議 会 報 委 員 会	3		1	3		2	2		2	2		1	16
計	3	2	3	3	1	5	2	0	5	3	1	3	31

(参考) 会議出席議員調〔令和7年度〕

会 議	区 分	定 数	会議日数	延べ定数	延べ出席者	出 席 率	備 考
本 会 議		26人	19日	494人	470人	95.14%	
常 任 委 員 会	総 務 財 政	7	19	133	123	92.48	
	厚 生	7	19	133	129	96.99	
	教 育 産 業	6	19	114	113	99.12	
	建 設 水 道	6	17	102	90	88.24	
議 会 運 営 委 員 会		6	17	102	98	96.08	
特 別 委 員 会	一般・特別会計決算	12	4	48	42	87.50	
	企 業 会 計 決 算	11	3	33	28	84.85	
計			117	1,159	1,093	94.31	

(6) 議 会 報

「おおだて市議会だより」昭和61年7月創刊、A4判平均12ページで年4回（定例会ごと）31,000部発行。市内全世帯及びその他公共施設等に無料で配布している。配布は「広報おおだて」と同様に行政協力員を経て行っている。内容は市ホームページにも掲載している。

(7) 本会議の放送について

平成18年度から議会中継システムを導入。本会議は、本庁舎市民ホール、比内・田代両総合支所ホールに庁舎LANを利用してライブ中継を配信している。また、一般質問のみ民間CATV（大館ケーブルテレビ）にて加入世帯へ後日録画放送しているほか、令和6年12月からYouTube公式チャンネルでも録画配信を行っている。

(8) 付 議 事 件

区 分 議会名		市 長 提 出								議 員 提 出			請 願	陳 情	合 計
		条 例 案	予 算 案	単 行 案	承 認	報 告	同 意	認 定	そ の 他	条 例 ・ 規 則	意 見 書 ・ 決 議	設 置 ・ 選 任 他			
定 例 会	7 年 6 月	7	7	5		9					1		1	10	40
	9 月	8	11	3	1	6		19	1	1	1	2		8	61
	12 月	12	18	23		1	2							13	69
	8 年 3 月	23	35	6	4		2		1					14	85
臨 時 会	7 年 5 月				3	1	1					7			12
計		50	71	37	8	17	5	19	2	1	2	9	1	45	267

【参考】意見書・決議等一覧（令 7. 4～令 8. 3）

- ① 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出（令 7. 6. 19）
- ② 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出（令 7. 9. 12）